

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 6 年 9 月定例会議案目次

議案番号	件名
議第 89号	令和5年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
議第 90号	令和5年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第 91号	令和5年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第 92号	令和5年度山形市立病院済生館事業会計決算認定について
議第 93号	令和6年度山形市一般会計補正予算
議第 94号	工事請負契約の締結について（西部工業団地公園内スポーツ施設整備工事）
議第 95号	山形県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
議第 96号	損害賠償の額の決定について（障害者相談支援事業業務委託料における消費税の不算定）
議第 97号	損害賠償の額の決定について（障害者相談支援事業業務委託料における消費税の不算定）
議第 98号	損害賠償の額の決定について（障害者相談支援事業業務委託料における消費税の不算定）
議第 99号	損害賠償の額の決定について（障害者相談支援事業業務委託料における消費税の不算定）
議第 100号	損害賠償の額の決定について（障害者相談支援事業業務委託料における消費税の不算定）
議第 101号	損害賠償の額の決定について（障害者相談支援事業業務委託料における消費税の不算定）
議第 102号	山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第 103号	山形市国民健康保険条例の一部改正について
議第 104号	山形市屋外広告物条例の一部改正について

議第89号

令和5年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

令和5年度山形市一般会計歳入歳出決算並びに令和5年度山形市国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和5年度山形市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算、令和5年度山形市介護保険事業会計歳入歳出決算、令和5年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算、令和5年度山形市区画整理事業会計歳入歳出決算、令和5年度山形市財産区会計歳入歳出決算、令和5年度山形市駐車場事業会計歳入歳出決算、令和5年度山形市公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算及び令和5年度山形市農業集落排水事業会計歳入歳出決算（以上別冊のとおり。）について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第90号

令和5年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和5年度山形市水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第91号

令和5年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和5年度山形市公共下水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第 9 2 号

令和 5 年度山形市立病院済生館事業会計決算認定について

令和 5 年度山形市立病院済生館事業会計決算（別冊のとおり。）について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により認定に付する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

令和 6 年度山形市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度山形市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,466,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,947,192千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 5 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地 方 交 付 税		12,069,000 ^{千円}	814,624 ^{千円}	12,883,624 ^{千円}
	1 地 方 交 付 税	12,069,000	814,624	12,883,624
15 国 庫 支 出 金		18,641,180	403,512	19,044,692
	2 国 庫 補 助 金	6,102,798	403,512	6,506,310
16 県 支 出 金		7,593,283	77,294	7,670,577
	2 県 補 助 金	2,252,396	77,294	2,329,690
19 繰 入 金		2,901,829	△ 90,724	2,811,105
	2 基 金 繰 入 金	2,483,615	△ 90,724	2,392,891
20 繰 越 金		600,000	1,427,167	2,027,167
	1 繰 越 金	600,000	1,427,167	2,027,167
22 市 債		4,807,100	△ 164,900	4,642,200
	1 市 債	4,807,100	△ 164,900	4,642,200
歳 入 合 計		103,480,219	2,466,973	105,947,192

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		9,601,223 ^{千円}	1,434,902 ^{千円}	11,036,125 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	3,561,611	1,413,584	4,975,195
	7 企 画 費	1,889,118	13,750	1,902,868
	8 文化スポーツ費	2,321,864	7,568	2,329,432
3 民 生 費		42,544,152	590,697	43,134,849
	1 社 会 福 祉 費	20,096,200	568,809	20,665,009
	2 児 童 福 祉 費	18,340,006	21,888	18,361,894
4 衛 生 費		8,683,739	5,622	8,689,361
	1 保 健 衛 生 費	4,540,923	5,622	4,546,545
8 土 木 費		11,725,142	195,430	11,920,572
	2 道路橋りょう費	3,799,663	180,000	3,979,663
	4 都 市 計 画 費	3,281,048	15,430	3,296,478
10 教 育 費		9,030,635	90,322	9,120,957
	2 小 学 校 費	1,509,349	78,904	1,588,253
	3 中 学 校 費	537,030	11,418	548,448
14 諸 支 出 金		0	150,000	150,000
	1 土地開発基金費	0	150,000	150,000
歳 出 合 計		103,480,219	2,466,973	105,947,192

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎電話設備改修事業	令和6年度から 令和12年度まで	千円 21,726
自主運行交通支援事業費補助金	令和6年度から 令和7年度まで	5,283
家庭系指定ごみ袋等の調達・ 製品管理及び配送等事業	令和6年度から 令和7年度まで	244,190
馬見ヶ崎プール受変電設備 改 修 事 業	令 和 7 年 度	23,153
西山形小学校旧校舎等解体事業	令 和 7 年 度	70,430

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介護サービス基盤整備事業	千円 5,500	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	千円 212,500	千円 218,100
放 課 後 児 童 ク ラ ブ 整 備 事 業	71,300	72,200
公 共 施 設 除 却 事 業	62,200	105,200
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	109,500	123,300
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	109,100	137,500
令 和 6 年 度 臨 時 財 政 対 策 債	886,000	623,900

議第94号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 契約の目的 | 西部工業団地公園内スポーツ施設整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 請負金額 | 金1,864,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 渋谷建設・小笠原建設・市村工務店建設工事共同企業体 |

理 由

西部工業団地公園内スポーツ施設整備工事について、渋谷建設・小笠原建設・市村工務店建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 95 号

山形県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、山形県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

山形県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 2 月指令市町村第 47 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1（2）の項及び（3）の項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

理 由

被保険者証等の廃止に伴う規約の変更について協議するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 96 号

損害賠償の額の決定について

平成30年度から令和4年度までの障害者相談支援事業の業務委託に係る委託料における消費税の不算定による受託者社会福祉法人愛泉会に対する損害賠償の額を、次のように決定する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

金2,158,028円

理 由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第97号

損害賠償の額の決定について

平成30年度から令和4年度までの障害者相談支援事業の業務委託に係る委託料における消費税の不算定による受託者社会医療法人二本松会に対する損害賠償の額を、次のように決定する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

金3,720,800円

理 由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第98号

損害賠償の額の決定について

平成30年度から令和4年度までの障害者相談支援事業の業務委託に係る委託料における消費税の不算定による受託者社会福祉法人山形県コロニー協会に対する損害賠償の額を、次のように決定する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

金3,500,700円

理 由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 9 9 号

損害賠償の額の決定について

平成 3 0 年度から令和 4 年度までの障害者相談支援事業の業務委託に係る委託料における消費税の不算定による受託者社会福祉法人山形県社会福祉事業団に対する損害賠償の額を、次のように決定する。

令和 6 年 9 月 5 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

金 2, 9 5 7, 7 4 7 円

理 由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第100号

損害賠償の額の決定について

平成30年度から令和4年度までの障害者相談支援事業の業務委託に係る委託料における消費税の不算定による受託者社会福祉法人山形市社会福祉協議会に対する損害賠償の額を、次のように決定する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

金3,890,100円

理 由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第101号

損害賠償の額の決定について

平成30年度から令和4年度までの障害者相談支援事業の業務委託に係る委託料における消費税の不算定による受託者社会福祉法人山形市社会福祉事業団に対する損害賠償の額を、次のように決定する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

金3,306,179円

理 由

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第102号

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につい
て

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁、総務省令第9号）」を加える。

別表第1の4の項事務の欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第2の4の項事務の欄中「条例」の次に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」を加え、「地方税の」を「地方税若しくは森林環境税の」に改め、「賦課徴収」の次に「又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）」を加え、同表8の項事務の欄中「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の８の項の改正規定は、令和６年
１０月１日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、
規定の整備をしようとするものである。

議第103号

山形市国民健康保険条例の一部改正について

山形市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市国民健康保険条例の一部を改正する条例

山形市国民健康保険条例（昭和34年市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条中「注4」を「注6」に、「注7」を「注11」に改める。

第9条中「若しくは第9項」を「又は第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険法の改正に伴い、規定の整備をしようとするものである。

議第104号

山形市屋外広告物条例の一部改正について

山形市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月5日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市屋外広告物条例の一部を改正する条例

山形市屋外広告物条例（平成30年市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「、第16条の規定による事前協議を行った上で、」を削る。

第10条第5項中「第16条の規定による事前協議を行った上で」を削り、同条中第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 国等又は公益に資する活動として規則で定める活動を行うものとして市長が指定する団体が表示する広告物であって、良好な景観の形成若しくは風致の維持に支障が生ずるおそれ又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがないものとして規則で定める基準に適合し、かつ、その表示内容が公益に資すると認められるもののうち、次に掲げる物件に表示することについて市長の許可を受けた広告物（国等にあつては、あらかじめ表示する旨を市長に届け出た広告物）（はり紙又ははり札等（第6号から第8号までに掲げる物件にあつては、はり紙）に限る。）については、第6条の規定は、適用しない。

- (1) 橋りょう
- (2) 道路標識
- (3) 歩道柵
- (4) ガードレール
- (5) カーブミラー
- (6) 郵便ポスト
- (7) 路上変電塔
- (8) 街路灯柱その他これらに類する物件

7 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに表示し、又は設置する広告物等であつて、良好な景観の形成若しくは風致の維持に支障が生ずるおそれ又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがないものとして規則で定める基準に適合し、かつ、その表示（掲出物件を設置する場合にあっては、当該掲出物件に掲出される広告物の表示）により得られる広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、市長の許可を受けて表示し、又は設置する広告物等（国等にあっては、あらかじめその旨を市長に届け出て表示し、又は設置する広告物等）に限り、第6条第1項の規定は、適用しない。

8 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等であつて、良好な景観の形成若しくは風致の維持に支障が生ずるおそれ又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがないものとして規則で定める基準に適合し、かつ、その表示（掲出物件を設置する場合にあっては、当該掲出物件に掲出される広告物の表示）により得られる広告料収入を地域における公共的な取組であつて市長が指定するものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、市長の許可を受けて表示し、又は設置する広告物等（国等にあっては、あらかじめその旨を市長に届け出て表示し、又は設置する広告物等）に限り、第6条第1項の規定は、適用しない。

第13条第1項及び第3項中「第10条第5項」の次に「から第8項まで」を加える。

第14条第1項中「又は第9条第2項」を「、第9条第2項又は第10条第6項から第8項まで」に改める。

第15条第1項及び第3項中「第10条第5項」の次に「から第8項まで」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、同項の規定による届出（第10条第6項から第8項までの規定による届出に係るものに限る。）に係る広告物等は、それぞれ当該規定の規則で定める基準に適合するものでなければならない。

第16条中「（規則で定める広告物等に係るものを除く。）」を削り、「者」の次に「又は同章（第7条第2項前段及び前条第3項（第9条第3項の規定による届出に係る部分に限る。）を除く。）の規定による届出をしようとする者」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める広告物等に係るものを除く。

第22条第1項中「除却しなければならない」を「当該広告物又は掲出物件を除却し、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場所を原状に復さなければならない」に改める。

第23条第2項第2号中「第10条第5項」の次に「から第8項まで」を加える。

第47条の見出しを「（諮問等）」に改め、同条中「附則第5項において」を「以下」に、

「の意見を聴かなければならない」を「に諮問しなければならぬ」に改め、同条第1号中「又は第9条第1項」を「、第9条第1項又は第10条第6項から第8項まで」に改め、同条第4号中「第9条第3項又は第10条第5項に規定する事前協議」を「第16条の規定による事前協議（第9条第3項又は第10条第5項の規定による届出に係るものに限る。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、第16条の規定による事前協議（次に掲げる許可又は届出に係るものに限る。）があったときは、景観審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第10条第6項から第8項までの許可
- (2) 第10条第6項から第8項までの規定による届出
- (3) 第15条第1項の許可（第10条第6項から第8項までの許可に係るものに限る。）
- (4) 第15条第3項の規定による届出（第10条第6項から第8項までの規定による届出に係るものに限る。）

第49条中「又は第9条第1項」を「、第9条第1項又は第10条第6項から第8項まで」に改める。

第53条第1号中「違反した者」を「違反して広告物等を表示し、又は設置した者」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

一定の要件を満たす屋外広告物の表示等について、規制を緩和しようとするものである。